委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	すさみ町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.susami.lg.jp/zokusei/download/	

執行機関名 すさみ町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成19年条例第7号)による 医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		すさみ町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第19号)別表第1 第1の項 すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成19年条例第7号)による医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第 1条	すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成19年条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成19年条例第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成19年条例第7号)第4条		
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭医療費支給の申請に係る事実についての審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 口	すさみ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報		